

議案第38号

職員の特殊勤務手当に関する条例の一部を改正する条例について

職員の特殊勤務手当に関する条例の一部を別案のように改正する。  
よって、地方自治法第96条第1項第1号の規定により議会の議決を求める。

令和8年 6月12日 提 出 木祖村長 奥 原 秀 一

令和8年 6月 日 議 決 議会議長 栗 屋 正 一

## 職員の特殊勤務手当に関する条例の一部を改正する条例案

職員の特殊勤務手当に関する条例（平成4年木祖村条例第13号）の一部を次のように改正する。

第2条中第1号を削り、第2号を第1号とし、第3号を第2号とし、第4号を第3号とし、第5号を削り、同条第6号中「巡視手当」を「特殊現場作業手当」に改め、同号を同条第4号とし、同条第7号中「水道業務手当」を「夜間特殊業務手当」に改め、同号を同条第5号とする。

第3条を削り、第4条を第3条とし、第5条を第4条とし、第6条を第5条とし、同条の次に次の1条を加える。

（特殊現場作業手当）

第6条 著しい危険を伴う現場において行われる業務に従事した職員に支給する。

第7条を次のように改める。

（夜間特殊業務手当）

第7条 深夜（午後10時から翌日の午前5時までの間）に、別に定める特殊業務に従事した職員に支給する。

第8条及び第9条を削り、第10条を第8条とする。

附 則

この条例は、公布の日から施行し、令和8年4月1日から適用する。

職員の特殊勤務手当に関する条例（平成4年木祖村条例第13号）新旧対照表

現行	改正後（案）
<p>(特殊勤務手当の区分)</p> <p>第2条 特殊勤務手当は、次のとおりとする。</p> <p>(1) <u>滞納整理手当</u></p> <p>(2) (略)</p> <p>(3) (略)</p> <p>(4) (略)</p> <p>(5) <u>用地交渉手当</u></p> <p>(6) <u>巡視手当</u></p> <p>(7) <u>水道業務手当</u></p> <p><u>(滞納整理手当)</u></p> <p>第3条 <u>村税並びに税外収入の滞納整理執行に従事した職員に支給する。</u></p> <p>(感染症防疫手当)</p> <p>第4条 (略)</p> <p>(行路死病人取扱手当)</p> <p>第5条 (略)</p> <p>(自動車運転手当)</p> <p>第6条 (略)</p>	<p>(特殊勤務手当の区分)</p> <p>第2条 特殊勤務手当は、次のとおりとする。</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) (略)</p> <p>(3) (略)</p> <p>(4) <u>特殊現場作業手当</u></p> <p>(5) <u>夜間特殊業務手当</u></p> <p>(感染症防疫手当)</p> <p>第3条 (略)</p> <p>(行路死病人取扱手当)</p> <p>第4条 (略)</p> <p>(自動車運転手当)</p> <p>第5条 (略)</p> <p><u>(特殊現場作業手当)</u></p> <p>第6条 <u>著しい危険を伴う現場において行われる業務に従事した職員</u></p>

に支給する。

(夜間特殊業務手当)

第7条 深夜（午後10時から翌日の午前5時までの間）に、別に定める特殊業務に従事した職員に支給する。

(特殊勤務手当の額及び支給方法)

第8条 (略)

(用地交渉手当)

第7条 用地交渉手当は、公共用地の取得又は借り受けのため、直接土地所有者等と交渉に当たった職員に支給する。

(巡視手当)

第8条 学校施設の夜間巡視業務に従事した職員に支給する。

(水道業務手当)

第9条 水道の技術管理に伴う業務に従事した職員に支給する。

(特殊勤務手当の額及び支給方法)

第10条 (略)

## 1 改正理由

身体的・精神的負担の大きい特殊業務に従った職員に対する「特殊勤務手当」について、職員の処遇改善を図るため、必要な改正を行うもの

## 2 改正概要

### ○継続する手当

- (1) 感染防疫手当
- (2) 行路人死病人取扱手当

### ○廃止する手当

- (1) 滞納整理手当
- (2) 用地交渉手当
- (3) 巡視手当
- (4) 水道業務手当

### ○内容を変更する手当

#### 自動車運転手当

内容を見直し、下記の2項目とする。

- ・マイクロバスの運転（定員11人以上）
- ・災害等緊急を要する特殊自動車等の運転

### ○新設する手当

#### (1) 特殊現場作業手当

- ① 土砂崩落の危険のあるトンネル、高層建築、橋梁等地上又は水面上5メートル以上の足場の不安定な高所での作業
- ② マンホール内、タンク内の酸素の欠乏のおそれのある箇所での作業
- ③ 大型（10kg以上）動物の死骸処理若しくは1時間以上の時間を要する死骸処理
- ④ 有害獣駆除において銃器を扱った場合
- ⑤ 上記のほか、村長が危険を伴うと認めた作業

#### (2) 夜間特殊業務手当

特殊勤務が、夜間10時から翌日の午前5時までの間に行われた場合

## 3 適用日 令和8年4月1日

改正前

特殊勤務手当の区分 (条例第2条)	内容	金額
(1) 滞納整理手当	滞納整理に従事した職員	1,000円/日
(2) 感染症防疫手当	感染症が発生し、または発生するおそれがある場合において、感染症患者若しくは感染症の疑いのある患者の救護又は感染症の病原体の付着、若しくは付着の危険がある物件の処理作業および家畜伝染病の病原体を有する動物若しくは家畜伝染病を有する疑いのある動物に対する防疫作業に従事した職員	1,000円/日
(3) 行路死病人取扱	①行路死亡人に従事した職員 ②行路病傷人に従事した職員	①5,000円/日 ②3,000円/日
(4) 自動車運転手当	①専ら人員輸送のため普通自動車及び患者輸送車に従事した職員 ②マイクロバスの運転に従事した職員 ③自動車運転職務職員 ④給食運搬車の運転に従事した職員他の業務と兼ねるものに限る。 ⑤災害等緊急を要する特殊作業自動車の運転に従事した職員タイヤローダー	①20円/km ②50円/km ③10,000円/月 ④8,000円/月 ⑤400円/時間
(5) 用地交渉手当	用地交渉手当は、当該業務に従事1日につき1,500円以内で村長が定める額とする	1,500円/日
(6) 巡視手当	巡視に従事した職員	5,000円/月
(7) 水道業務手当	水道業務に従事した職員	5,000円/月



改正後

特殊勤務手当の区分 (条例第2条)	内容	金額
(1) 滞納整理手当	<b>削除</b>	
(2) 感染症防疫手当 (変更なし)	感染症が発生し、または発生するおそれがある場合において、感染症患者若しくは感染症の疑いのある患者の救護又は感染症の病原体の付着、若しくは付着の危険がある物件の処理作業および家畜伝染病の病原体を有する動物若しくは家畜伝染病を有する疑いのある動物に対する防疫作業に従事した職員	1,000円/日
(3) 行路死病人取扱 (変更なし)	①行路死亡人に従事した職員 ②行路病傷人に従事した職員	①5,000円/日 ②3,000円/日
(4) <u>自動車運転手当</u> (変更)	①マイクロバス(乗車定員11人以上)を運転した職員 ②災害等緊急を要する特殊作業自動車の運転に従事した職員	①50円/km ②400円/時間
(5) 用地交渉手当	<b>削除</b>	
(6) 巡視手当	<b>削除</b>	
(7) 水道業務手当	<b>削除</b>	
(8) <u>特殊作業現場手当</u> (新規)	①土砂崩落の危険のあるトンネル、高層建築、橋梁等地上又は水面上5メートル以上の足場の不安定な高所で作業した職員 ②マンホール内、タンク内の酸素の欠乏のおそれのある箇所で作業した職員 ③大型(10kg以上)動物の死骸処理若しくは1時間以上の時間を要する死骸を処理した職員 ④有害獣駆除において銃器を扱った職員 ⑤上記①から④のほか、村長が特に認めた作業に従事した職員	①②③⑤ 1,000円/日(4時間未満は500円) ④300円/1殺処分
(9) <u>夜間特殊業務手当</u> (新規)	夜10時から翌朝5時の間に上記の作業に勤務した職員	1,000円/回(4時間未満は500円)